

平成 30 年度 (2018 年度) 事業報告

I マラッカ・シンガポール海峡 (以下「マ・シ海峡」という) における航行安全に係る国際的な資金協力事業

1 マ・シ海峡航行援助施設基金への資金拠出関係業務

当協議会は、航行援助施設基金 (ANF: Aids to Navigation Fund) に、2009 年から 2013 年までは各年度 50 万米ドルを、2014 年は 30 万米ドルを、2015 年から 2018 年は、基金積立額等を総合的に勘案し 10 万米ドルの拠出を行った。

拠出金は、一般社団法人日本船主協会 (以下「日本船主協会」)、石油連盟、エネルギー関連団体等からのご協力によるものである。

2 マ・シ海峡航行援助施設基金委員会 (以下「基金委員会」という) 関係業務

基金委員会の正式メンバーである当協議会は、年 2 回開催される本委員会に出席し、沿岸 3 国の航行援助施設更新・維持管理事業計画と基金を活用した予算計画の承認、同事業報告と決算報告の承認、会計監査報告の確認を行っている。

また当協議会から、基金への拠出額を表明するとともに、当協議会が基金委員会から委託されている業務監査報告を行い改善点の勧告を行っている。

その他、マ・シ海峡における航行援助施設の更新・維持管理業務が円滑に実施されるよう意見の具申・交換等を行うとともに、必要な情報収集を行っている。

平成 30 年度に開催された基金委員会は次のとおりである。

* 第 20 回基金委員会

2018 年 5 月 3 日～4 日、マレーシアのペナンで開催され、当協議会から加藤専務理事、山口参与、当協議会の一員として日本船主協会大森海務部長が出席。

* 第 21 回基金委員会

2018 年 9 月 20 日～21 日、マレーシアのマラッカで開催され、当協議会から加藤専務理事、角事務局長、当協議会の一員として日本船主協会大森常務理事が出席。

なお、第 21 回基金委員会においては、航行援助施設維持管理 10 か年計画 (2009 年～2018 年) の評価を行うことを当協議会から提案し、沿岸 3 国と当協議会で原案を作成し、第 22 回基金委員会に報告することが合意された。

3 基金委員会から委託された航行援助施設維持管理業務に関する監査業務

当協議会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理の経験と能力を評価され、基金委員会から、航行援助施設の維持管理が適切に行われているかを確認する業務監査機関に指定されている。

そのため沿岸国が行う航行援助施設の点検作業に当協議会職員を派遣して実際の現場での立ち会い確認を行い、その履行状況チェック及び改善勧告等を業務監査報告書として纏め、年2回の基金委員会に提出している。

平成30年度のマレーシア、インドネシア及びシンガポールにおける航行援助施設維持管理業務の監査を佐々木技術アドバイザー及び菅田課長補佐が次の通り行った（佐々木技術アドバイザーは一部参加）。

- (1) マレーシアが管理する航行援助施設 18基の点検作業立ち会い監査
第1回目 2018年4月8日～4月21日
第2回目 2018年9月30日～10月13日
- (2) インドネシアが管理する航行援助施設 28基の点検作業立ち会い監査
第1回目 2018年7月10日～8月10日
第2回目 2018年11月8日～12月3日
- (3) シンガポールが管理する航行援助施設 3基の点検作業立ち会い監査
第1回目 2018年7月27日～8月1日
第2回目 2018年12月4日～12月8日

II マ・シ海峡の航行安全及び海洋環境保全に係る国際的な技術協力事業

1 沿岸国が行う航行援助施設維持管理業務への技術協力業務

沿岸国海事当局がそれぞれ実施する航行援助施設維持管理業務に対し、当協議会は、上記I.3のとおり業務監査を行っているが、同時に沿岸国の要請を受けて航行援助施設点検時に現場での作業要領や機器の修理等の技術協力を行っている。

技術協力に関しては、インドネシア政府およびマレーシア政府からの強い要望により、業務監査を担う佐々木技術アドバイザーと当協議会職員である菅田課長補佐に加え、民間会社の技術専門職員を委嘱して同行させ、技術移転に努めている。

2 マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に係る国際会議関係業務

(1) 協カメカニズムの多国間国際会議

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関する多国間の国際協力の場として、協力フォーラム、プロジェクト調整委員会、沿岸3国技術専門家会合が存在し、毎年秋に沿岸3国が交替で主催している。

平成30年度は次の日程で、シンガポールで開催された。

＊第11回協力フォーラム（CF: Cooperation Forum）

開催日：2018年9月24日～25日

当協議会出席者：加藤専務理事、角事務局長、山口参与、当協議会の一員として日本船主協会大森常務理事

当協議会関係内容：加藤専務による当協議会活動内容報告。

日本船主協会大森常務によるプロジェクト13中間報告。

＊第43回沿岸3国技術専門家会合（TTEG: Tripartite Technical Experts Group meeting。局長クラスの会合）

開催日：2018年9月26日～27日

当協議会参加者：加藤専務理事、角事務局長、山口参与、当協議会の一員として日本船主協会大森常務

当協議会関係内容：TTEGには、従来から当協議会のみがオブザーバー参加を認められている。情報収集等。

＊第11回プロジェクト調整委員会（PCC: Project Coordination Committee）

開催日：2018年9月28日

当協議会出席者：加藤専務理事、角事務局長、山口参与、当協議会の一員として日本船主協会大森常務

当協議会関係内容：プロジェクト13関係の調整。

（2）油濁防除回転基金委員会

1981年に当協議会と沿岸3国の間で取り交わされた了解覚書に基づき、マ・シ海峡における船舶事故による油流出時の回収等初期費用支弁援助のために設けられた基金の管理を行う油濁防除回転基金委員会（RFC: Revolving Fund Committee）が設置されている。2018年11月15日にクアラランプールで第37回RFCが開催され、当協議会から山口参与が出席した。

同回転基金は、当協議会から4億円の資金を拠出（日本財団3億円、日本船主協会5000万円、石油連盟5000万円、当時の為替レート1ドル約220円で計算すると、約180万ドル）して設立し、沿岸国に管理を委ねたものであり、毎年開催されるRFCには当協議会にのみオブザーバーとしての参加要請が来ている。

回転基金設立の背景には、1975年のマラッカ海峡における祥和丸座礁事故がある。この時に3000トンの原油流出による海洋環境汚染があり、沿岸国から日本に対する航行規制に繋がりがねない厳しい批判が示されたことを受け、海洋環境対策の一助として協力したものである。

現在も回転基金の運用益で油濁防除に関する人材育成等の事業を行っており、第37回RFCにおいては2019年の事業計画・予算の審議が行なわれ、当協議会からもその用途について適宜意見を述べた。

Ⅲ マ・シ海峡における水路測量事業

2015年から開始された当協議会と沿岸3国によるマ・シ海峡の共同水路測量事業は、フェーズ1事業（2015年～2016年、緊急に測量が必要な5海域を対象）とフェーズ2事業（2017年～2020年、500Kmに及ぶ分離通航帯（TSS: Traffic Separation Scheme）の水深30m以浅の部分を対象）に区分される。フェーズ1事業は成功裏に終了し、2016年に電子海図の更新が図られ、現在はフェーズ2事業を実施している。

マ・シ海峡の航行安全の向上という成果は広くASEAN各国の経済にも資するとの認識であることから、フェーズ2事業は、日本ASEAN統合基金（JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund）を活用して協力し、当協議会が実質的な調整・管理進捗を担っている。

実際の測量事業者は、当協議会による公募手続及び沿岸3国との第6回水路測量技術ワーキンググループ会議を経て、第41回TTEGで正式に朝日航洋株式会社が沿岸国の海域を測量する事業者として承認された。

そして2017年10月に、沿岸3国と当協議会との間のMOU（Memorandum of Understanding：基本合意書）の署名が行われ、実際の測量が2018年2月から開始された。

平成30年度はこの調整交渉のため、次の海外出張と会議を行った。

(1) マレーシア及びシンガポールとの各種調整

8月21日～24日 於：ポートクラン（マレーシア）、シンガポール
角事務局長

(2) インドネシアの運輸省海運総局、財務省関税局、法務省入国管理局及び在インドネシア日本大使館との個別協議

9月11日～14日 於：ジャカルタ
加藤専務、角事務局長

(3) 第11回海上電子ハイウェイワーキンググループ会議及び第7回水路測量技術ワーキンググループ会議

9月26日 於：シンガポール

- 加藤専務、角事務局長
- (4) 第1回測量データ確認会議
11月15日～16日 於：川越
加藤専務、角事務局長、佐々木技術アドバイザー
- (5) 第3回作業管理委員会
12月5日～6日 於：メダン（インドネシア）
加藤専務、角事務局長
- (6) インドネシアの運輸省海運総局、財務省関税局、法務省入国管理局、
在インドネシア日本大使館及び ASEAN 事務局との個別協議
12月18日～22日 於：ジャカルタ
角事務局長
- (7) インドネシアシア領海水路測量出港式及び各種調整
2019年1月14日～17日 於：バタム（インドネシア）
佐々木技術アドバイザー

これらの調整と準備を経て、2019年1月17日から2019年測量対象であるインドネシアの領海の測量を開始した。

IV マ・シ海峡における航行安全に係る調査研究事業

1 マ・シ海峡に関わる人材育成事業

国土交通省は、マ・シ海峡に設置されている航行援助施設の運用に関し、沿岸国の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国相互理解と協力への貢献を図ることを目的として、2012年以降、ポートクラン（マレーシア）で沿岸3国の実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」を行っている。

同事業の各種調整及び講義講師のために、2019年2月24日～3月10日の間、マレーシアに佐々木技術アドバイザー及び職員を派遣し協力した。

2 マ・シ海峡における航行援助施設代替のための現地事前調査

マ・シ海峡の航行援助施設に関わる協力の一環として、国土交通省は、インドネシア政府との協議を踏まえ、近い将来更新を要するロングサ灯台とタコン灯台の代替のための「航行援助施設更新事前調査事業」を実施した。

当協議会は調査業務を受託した民間調査会社から業務の一部の委託を受け、各種調整・技術指導のために2019年3月1日～3月17日の間、インドネシアに当協議会の佐々木技術アドバイザーを派遣し協力した。

3 日本船主協会要望への対応

日本船主協会から要望され、2015年10月のTTEGで「海峡プロジェクト

ト 13」として承認された調査研究実施のため、同調査研究を請け負うコンサル業者と頻繁に会議を行い、報告書をまとめ、2018年10月の第11回協力フォーラム及び第11回PCCにおいて報告を行い、今後の進め方について共同推進国のシンガポールと意見交換を行った。

4 マラッカ海峡協議会 50 年史の編纂

当協議会の「50周年史」の編纂のために、編纂事業者との間で2018年12月26日に業務委託契約を締結し定期的に打ち合わせ会議を行うとともに、事務局関係者による原稿執筆を開始した。

V 理事会・評議員会の開催

1 理事会

平成30年度は、次の通り6回の理事会が開催された。

(1) 平成30年度第1回理事会 2018年6月4日

開催場所 霞が関ビル階 東海大学交友会館会議室

決議事項 平成29年度年度事業報告及び決算報告、平成30年度第1回評議員会招集の件

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、第20回航行援助施設基金委員会概要、共同水路測量事業状況

出席等 決議に必要な出席理事の数4名、出席7名、監事1名出席

(2) 平成30年度第2回理事会 2018年7月5日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 代表理事、業務執行理事の選定及び顧問の委嘱

出席等 提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から書面により異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(3) 平成30年度第3回理事会 2018年10月11日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 平成30年度第2回評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事7名全員の書面による同意の意思表示及び監事2名全員から書面により異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(4) 平成30年度第4回理事会 2018年11月7日

開催場所 霞が関ビル35階 東海大学校友会館会議室

決議事項 基本財産の処分（一部取り崩し）、平成 30 年度事業計画の一部変更及び予算の補正
報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、第 21 回航行援助施設基金委員会概要、協力フォーラム等国際会議の概要、共同水路測量事業状況
出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、監事 1 名出席

(5) 平成 30 年度第 5 回理事会 2019 年 1 月 22 日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法
決議事項 平成 30 年度第 3 回評議員会招集の件
出席等 提案書に対し、理事 7 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員から書面により異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(6) 平成 30 年度第 6 回理事会 2019 年 3 月 18 日

開催場所 霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館会議室
決議事項 2019 年度事業計画及び収支予算
報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、基本財産の処分結果、共同水路測量事業状況、50 年史編纂事業の進捗状況
出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、監事 2 名出席

2 評議員会

平成 30 年度は、次の通り 3 回の評議員会が開催された。

(1) 平成 30 年度第 1 回評議員会 2018 年 6 月 27 日

開催場所 霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館会議室
決議事項 平成 29 年度事業報告及び決算報告、評議員及び役員の選任
報告事項 第 20 回航行援助施設基金委員会概要、共同水路測量事業状況
出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 5 名、理事 2 名、監事 1 名出席

(2) 平成 30 年度第 2 回評議員会 2018 年 11 月 7 日

開催場所 霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館会議室
決議事項 基本財産の処分（一部取り崩し）、平成 30 年度事業計画の一部変更及び予算の補正
報告事項 第 21 回航行援助施設基金委員会概要、協力フォーラム等国際会議の概要、共同水路測量事業状況
出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 6 名、理事 2 名、監

事 1 名出席

(3) 平成 30 年度第 3 回評議員会 2019 年 3 月 22 日（書面評決）

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 2019 年度事業計画及び収支予算、評議員の選任

報告事項 基本財産の処分結果、共同水路測量事業状況、50 年史編纂事業の進捗状況

出席等 提案書に対し、評議員 7 名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、評議員会の決議があったものとみなされた。

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項及び当協議会定款第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「事業報告の附属明細書」については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。

（以上）